

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                    |
|-------|-------------------------|
| 12    | 身体障害者手帳交付に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

遠野市は、身体障害者手帳交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

遠野市長

## 公表日

令和2年4月27日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |   |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称                   | 身体障害者手帳交付に関する事務   |
| ②事務の概要                   | <p>身体障害者福祉法に基づき、身体障害者手帳の申請受付事務、県への進達事務、身体障害者手帳の交付事務、身体障害者手帳情報の確認事務を行っている。</p> <p>①身体障害者手帳の交付申請(再交付)受付、交付<br/>②身体障害者手帳の返還届出の受理<br/>③身体障害者手帳の記載事項変更に関する届出の受理<br/>④手帳交付者の情報管理<br/>⑤①～③の申請書類の進達に関する事務</p> |
| ③システムの名称                 | ①遠野市保健福祉情報システム(障害者福祉システム) ②団体内統合宛名システム ③中間サーバー  |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |   |
| 身体障害者手帳管理台帳ファイル          |   |
| 3. 個人番号の利用               |   |
| 法令上の根拠                   | 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項、番号法別表第一の11の項<br>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第11条  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |   |
| ①実施の有無                   | [ 実施する ] <選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定  |
| ②法令上の根拠                  | 1 番号法第19条第7号 別表第2<br>【情報提供】16、27、28、31、54、55、56-2、57、79、106、116項<br>【情報照会】なし<br>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令<br>【情報提供】12、20、21、22、28、29、30、31、42、53条<br>【情報照会】なし      |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |   |
| ①部署                      | 遠野市健康福祉部健康福祉の里福祉課   |
| ②所属長の役職名                 | 課長  |
| 6. 他の評価実施機関              |   |
| なし                       |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |   |
| 請求先                      | 遠野市総務企画部総務課 〒028-0522 岩手県遠野市中央通り9番1号 電話番号0198(62)2111   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |   |
| 連絡先                      | 遠野市健康福祉部健康福祉の里福祉課 〒028-0541 岩手県遠野市松崎町白岩字薬研淵4番地1 電話番号0198-62-5111  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |  |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和2年4月1日 時点  |
| 2. 取扱者数                                |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人以上 ] <選択肢><br>1) 500人以上<br>2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和2年4月1日 時点  |
| 3. 重大事故                                |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり<br>2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類  |  |   |  |  |  |
|--|--|---|--|--|--|
| [ 基礎項目評価書 ]  |  | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書              |  |  |  |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |  |   |  |  |  |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                           |  |   |  |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   |  | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                   |  |  |  |
| 3. 特定個人情報の使用   |  |   |  |  |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                          |  | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                   |  |  |  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か                  |  | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                   |  |  |  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託   |  |   |  |  |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か  |  | [ ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                         |  |  |  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)                     |  |   |  |  |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か   |  | [ ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                         |  |  |  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続  |  |   |  |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   |  | [ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供) <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |  |  |  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か  |  | [ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供) <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |  |  |  |
| 7. 特定個人情報の保管・消去  |  |   |  |  |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                                      |  | [ ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                         |  |  |  |
| 8. 監査  |  |   |  |  |  |
| 実施の有無  |  | [ ○ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査  |  |  |  |
| 9. 従業者に対する教育・啓発  |  |   |  |  |  |
| 従業者に対する教育・啓発   |  | [ ] <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない                   |  |  |  |

变更箇所